

情個審答申第8号
令和6年(2024年)1月16日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

熊本県情報公開・個人情報保護審議会
会長 馬場 啓



住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供
等に関する事務における特定個人情報保護評価書の変更(案)に
記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて(答申)

令和5年(2023年)11月10日付け市町村第886号で諮問のあった
このことについては、熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例第2条の2第
5号の規定に基づき、下記のとおり答申します。

記

標記評価書の変更(案)について、特定個人情報保護評価指針(平成26年4
月18日付け特定個人情報保護評価委員会作成)の審査の観点に照らし、点検
を行ったところ、標記事務における特定個人情報ファイルの取扱いについては、
個人のプライバシー等の権利利益に与え得る影響を予測した上で特定個人情報
の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減
するための適切な措置を講じていると認められる。

今後も、特定個人情報の保護に最大限の注意を払い、社会情勢の変化や技術
の進歩等を踏まえ、より有効なリスク対策の実施に向けて、適宜必要な見直し
を行いながら、適正な管理運用について引き続き積極的に取り組むよう要望す
る。